

先手必勝で経審を制す②

寄稿 神谷経営総研
神谷 正紀

経審改正案のポイント (X1, X2)

今回の経審の改正は平成11年のYの抜本的改正以来、約8年ぶりの大改正となります。前回の記事では、その概要について説明をしましたが、今回からは、個々の評価項目について、見直しの内容や対応策について説明することになります。

完成工事高 (X1) の改正内容

現行の経審では、X1の完成工事高については、建設工事の種類ごとに過去2年間の平均完成工事高に対して、最高2616点から最低580点までの評点が与えられ、この完成工事高の評点に0.35を乗じて計算された値が総合評点であるPに加算されています。

Pに占める完成工事高評点の0.35は、他の評価項目の経営状況や技術力などに比較して最も配点が高く、比重の高い評価項目であり、ともすると経審の評点確保の目的から建設業者の意識が完成工事高確保による経審の評点アップに向かうところとなっています。

これらの建設業者の意識は具体的な現象として、完成工事高競争の助長や工事のキャッチボールといった現象をもたらす結果にもなっているともいわれています。技術と経営に優れた建設業者が求められる現代において、利益を中心とした健全な企業経営は勝ち残る建設業者の第一の条件であり、建設業の企業評価においても、完成工事高の量的側面の評価から、利益などの質的な側面を重視する必要があるところです。

今回の経審の大改正においては、これらの課題をふまえ、評点の分布の幅を圧縮し、完成工事高の比重の実質的な縮減を図ることを目的として、完成工事高の評価項目(X1)に以下のような改正がおこなわれることとなります。

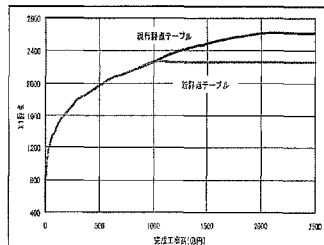
X1の改正の概要

- ①総合評点(P)に占める完成工事高の評点(X1)のウエートを現行の0.35から0.25に引き下げる。
- ②完成工事高の上限を2000億円から1000億円に引き下げ、評点の上限も現行の2,616点から2,200点程度に引き下げる。
- ③評点の下限を、現行の580点から400点程度にまで引き下げ、完成工事高が5億円以下の層でより大きな差がつくようにする。

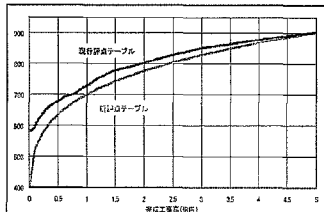
まず、①は趣旨のところでも述べたように、完成工事高偏重の体質を改め、利益等の質的な面を重視する体質づくりを目的とし、②は超大手ゼネコンの完成工事高依存体質を改めることを目的としています。③は零細な建設業者においても、今後は完成工事高の評点で大きな差がつくようにし、経審の評点での格差を明確にしようとするものです。

これらの改正項目が評点に与える影響を図表化すると以下のようになります。

【評点テーブルのイメージ】



(5億円以下の層について拡大したもの)



○改正経審対策

完成工事高のウエートが引き下げられたことにより、安易に工事高の確保のみに進んでも、その効果は現状の経審よりも減るところとなります。完成工事高のみに頼るのではなく、他の指標も含めたところでの全体的な評点の引き上げを検討することが必要です。

企業規模 (X2) の改正内容

現行の経審においては、企業規模を計る物差しとして、完成工事高(X1)とともに自己資本を完成工事高で除した数値と、職員数を完成工事高で除した数値との合計値をX2として、2つの評価項目で評価しています。ただし、建設業者のリストラが進む中で、企業規模を職員数で評価することに矛盾があるなどの理由により、今回の大改正では以下のような改正が予定されています。

X2の改正の概要

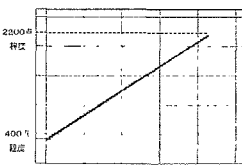
- ①総合評点(P)に占めるX2のウエートは現行の0.2と変更はない。
- ②職員数の評価は廃止する。
- ③金額としての自己資本額と利益額それぞれを数値化したものの合計値を評価する。
- ④自己資本額と利益額の評点のバランスは概ね1:1とする。
- ⑤利益額の具体的な評価指標としては、E B I T D A (利払前・税引前・償却前利益)を適用する。

これらの改正により計算されるX2の評点の具体的な算出方法については、以下ようになります。

- ①自己資本額の評点の算出については、上限3,000億円、下限0億円として点数化する。
- ②E B I T D Aの評点の算出については、上限300億円、下限0億円として点数化する。
- ③自己資本額とE B I T D Aの利益額の点数を合計した数値を企業規模数値とし、評点テーブルに当てはめてX2の評点を計算する。
- ④X2の評点は上限2,200点程度、下限400点程度とし、平均点は概ね700点とする。

まず、注目すべき点は自己資本や職員数の完成工事高に対する比率が、絶対額としての自己資本額と利益額に変更されることです。たとえば、自己資本の金額が少なくても、完成工事高と比較すると高い比率である小規模建設業者の場合、現行ではX2の評点は高い評点を獲得することができず、改正経審では金額そのもので評価されるため、評点は下がります。一方、比率は低くても、自己資本の金額が多額な大手建設業者では、ある程度の評点を獲得することが可能となります。まさしく、規模としての自己資本の大きさによって評価がされるところとなります。

また、今回新たに採用されることとなったE B I T D A (利払前・税引前・償却前利益)とは、「営業利益+減価償却費」を具体的に指します。すなわち、本業による儲けの金額によって評価されますから、建設業自体の経営改善による利益確保が経審上、重要視されることとなります。減価償却費の計上を差し控えて、決算書上の利益を確保するなどの対策が一部の建設業者でおこなわれていたが、X2の評点計算においては、今後、この対策は効果がないこととなります。



以上の改正により、これらの改正項目が評点に与える影響を図表化すると左図のようになります。

○改正経審対策

自己資本額及びE B I T D Aの利益額とも、その金額自体の多寡によって評点が計算されるため、たとえば、小規模建設業者で利益の完工高に対する比率は優れているが、金額自体は少ないケースなどでは、評点の大幅な下落が予想されます。改正による評点の試算をまずおこない、その影響度合を知る事が第一の経審対策です。

【図表は国土交通省資料による】 (つづく)

先手必勝で経審を制す③

寄稿 神谷経営総研
神谷 正紀

経審改正案のポイント(Y)

現行の経審のY(経営状況分析)の評価の制度は、バブル崩壊後の大手建設業者を中心とした経営破綻を背景として、平成10年に回収不能の不良債権や有利子負債である借入金債務等の状況を的確に評価されるように改正され現在に至っています。前回の改正から8年が経過し、建設業者を取り巻く状況の変化を反映させる必要があるとして、今回見直しがおこなわれることとなります。

改正経審におけるYの特徴としては、

- ①ペーパーカンパニーの過大評価を排除：ペーパーカンパニーが実力に見合わない高得点を取ることを防止するなど、実態に合った評価をおこなうようにする。
- ②点数分布の適正化：現行経審と比較して、完工高が小さい層では評点の分布幅を狭く、大きい層では分布幅を拡大する。
- ③会計基準の差異が評点に与える影響を極小化：資産の計上を流動・固定の区分によって影響する指標を1指標とし、会計処理方法の差異によって評点に影響するケースを極力減らす。

があげられます。

具体的にYの評点計算に採用される指標を現行経審と改正経審とで比較してみると、

現行経審		改正経審	
収益性	X1 売上高営業利益率	負債抵抗	X1 純支払利息比率
	X2 総資本経常利益率	X2	負債回転期間
	X3 行方20-対売上高比率	収益性・効率性	X3 総資本売上総利益率
流動性	X4 必要運転資金月商倍率	X4	売上高経常利益率
	X5 立替工事高比率	財務健全	X5 自己資本対固定資産比率
	X6 受取勘定月商倍率	X6	自己資本比率
健全性	X7 自己資本比率	絶対的力	X7 営業キャッシュフロー
	X8 有利子負債月商倍率	X8	利益剰余金
	X9 純支払利息比率		
安定性	X10 自己資本対固定資産比率		
	X11 長期固定適合比率		
	X12 付加価値対固定資産比率		

となり、その特徴としては、

- ①指標の数の削減：現行経審では12の指標(X1~X12)により評価していましたが、8の指標に減少したことにより、各指標の影響度は逆に増すこととなります。
- ②新規指標の採用：現行経審から引き継がれた指標(□)で表示した指標は3にとどまり、5の指標が新たに採用されることとなります。

があげられます。それでは、改正経審における経営状況分析(Y)の詳細について、説明をします。

記号	経営状況分析の指標	算出式	寄与度
負債抵抗指標	X1 純支払利息比率	(支払利息-受取利息/償還金)/売上高×100	29.9%
	X2 負債回転期間	(流動負債+固定負債)/(売上高÷12)	11.4%
収益性・効率性指標	X3 総資本売上総利益率	売上総利益/総資本(2期平均)×100	21.4%
	X4 売上高経常利益率	経常利益/売上高×100	5.7%
財務健全指標	X5 自己資本対固定資産比率	自己資本/固定資産×100	6.8%
	X6 自己資本比率	自己資本/総資本×100	14.6%
絶対的力指標	X7 営業キャッシュフロー(絶対額)	営業キャッシュフロー(2期平均)/1億	5.7%
	X8 利益剰余金(絶対額)	利益剰余金/1億	4.4%

◆各指標の意味と見かた

- ・純支払利息比率(X1)：支払利息等の多寡を通して、借入金が過大であるか否かを検証しています。比率が低いほど財務内容に優れた建設業であるといえます。
- ・負債回転期間(X2)：負債が売上高と比較して過大であるか否かを検証しています。比率が低いほど財務内容に優れた建設業であるといえます。
- ・総資本売上総利益率(X3)：総資本が利益獲得に貢献し、どれほどの売上総利益を生み出しているかを検証しています。比率が高いほど財務内容に優れた建設業であるといえます。
- ・売上高経常利益率(X4)：完成工事高に対して、どれほどの経常利益が計上されているかを検証しています。比率が高いほど財務内容に優れた建設業であるといえます。
- ・自己資本対固定資産比率(X5)：固定資産に投資された金額のうち、どれほどの部分が自己資本でまか

なわれているかを検証しています。比率が高いほど財務内容に優れた建設業であるといえます。

- ・自己資本比率(X6)：総資本のうち、自己資本がどれほど占めているかを検証しています。比率が高いほど財務内容に優れた建設業であるといえます。
- ・営業キャッシュフロー(絶対額)(X7)：営業活動によってもたらされたキャッシュフローがどれほどであるか、その金額の多寡を検証しています。金額が多いほど財務内容に優れた建設業であるといえます。
- ・利益剰余金(絶対額)(X8)：利益の蓄積である利益剰余金がどれほどあるか、その金額の多寡を検証しています。金額が多いほど財務内容に優れた建設業であるといえます。

◆改正経審の経営状況分析の注目点

①総合評点に与える影響度合い
総合評点(P)の算定にあたり、経営状況分析(Y)に乗ずる係数は0.20であり、現行経審とおなじ係数となります。

②各指標のウエート

8指標がY評点に及ぼすウエート・寄与度は純支払利息比率の29.9%から利益剰余金の4.4%まで、大きな差異があります。よって、支払利息を減らすための借入金の削減は評点向上の点から非常に大きな効果があります。

③Yの配点の分布と平均点

Yの評点の上限が約1400点、下限が0点に設定されます。この配点幅の中で、経営状況の平均点は概ね700点に設定されていますから、この数値と自社のYの評点を比較することにより、自社の財務状況の良否が判断できるところとなります。

④絶対額評価の導入

現行経審においては全ての指標が比率により計算されます。したがって、小規模建設業で金額が少額であっても、比率がよければ高い評点を獲得することができます。これに対して、改正経審の営業キャッシュフロー(X7)および利益剰余金(X8)では、絶対額としての金額自体の多寡を評価するため、相対的に金額の多い大手建設業者では評点が高くなり、金額の少ない小規模建設業者では評点が低くなります。

⑤勘定科目評価から合計科目金額による評価

現行経審では有利子負債や受取勘定、固定資産など個別限定的な勘定科目等をピックアップし、分析比率を求めようとしていたが、改正経審では負債総額や自己資本額など勘定科目の合計額をもって評価する傾向が強くなりました。さらには年間の累積額としての支払利息や利益金額をもって評価することも合計額評価に通じるところといえます。

◆改正経審対策

現行経審において評点アップの主要な対策として、経営状況分析(Y)の対策が重要視されています。その理由としては、会計処理の差異などによって評点が上下するところにあります。具体的には販売用の不動産を流動資産に計上したり、工事代金を期末だけ支払わず未払いとする、などです。しかし、改正経審においては、特徴および注目点で述べたように、個々の勘定科目で評価せず、負債総額など大きなカタマリとしての合計額で評価するようになったことから、従来の経審対策があまり功を奏さないこととなります。

すなわち、改正経審においては支払利息自体の金額を減らしたり、負債総額を減らしたりすることに効果がありますから、財務の実態を改善することが重要となります。たとえば、不要資産を売却し、その売却代金を借入金債務の返済に充て、支払利息を減らしたり、利益を確実に計上し、その利益をもって負債の金額を減らすなどの対策です。

さらには、X2でも自己資本額とEBITDA(営業利益+減価償却費)で企業規模を評価するようになったところから、金額そのものを増やす対策が効果的といえます。具体的には、企業同士の合併により、自己資本金額や利益剰余金の金額そのものを増やす対策などです。改正経審は建設業者の再編を促す効果があるともいえます。

結局のところ、決算書上の小手先の会計処理の変更などによる経審対策の効果は薄くなり、建設業者が自ら取り組む財務改善の必要性が高まったといえます。経営者のリーダーシップを発揮して、借入金削減などの財務改善をおこない、結果として経審の評点をアップを勝ち取り、工事受注のチャンス拡大につなげることが最大かつ最良の経審対策であるといえます。

(つづく)

先手必勝で経審を制す ④(最終回)

寄稿

神谷経営総研
神谷 正紀

経審改正案のポイント(Z・W)

経審改正にあたり、前回まで今回の大改正の概要、企業規模としてのX1・X2、および経営状況分析のYの改正内容を見てまいりました。今回は最終回として、技術力(Z)および社会性その他の審査項目(W)について説明することいたします。

◆技術力(Z)の改正の内容

建設行政は「技術と経営に優れた建設業者」を評価・育成する方向にあります。改正経審においても、この方向をさらに推進するように、技術力(Z)評価でいくつかの改正がおこなわれることとなります。

概要とすると、現行経審における技術力の評価は、技術資格者数のみをもって評価していますが、改正経審では技術資格者数だけでなく、技術職員の能力、資格、さらには継続的学習への取り組み等を反映した評価制度にするとともに、今回あらたに公共工事の元請完成工事高をもって評価する制度も新たに採用されることとなります。

改正の内容をまとめると、以下ようになります。

1. 総合評点(P)におよぼす技術力(Z)のウエートを現行の0.20から0.25に引き上げる。
2. 現行の技術者数の評価制度から、技術者と元請完工高をそれぞれ数値化したものの合計値によって評価する制度に改正する。
3. 技術者数と元請完工高の評点のバランスは概ね4:1とする。
4. 技術者の重複カウントは、1人あたり2業種まで認めることとする。
5. 専門工事業において一定の要件を満たす基幹技術者について新たに加点する。
6. 継続的教育を受ける技術者を評価する観点から、監理技術者講習受講者を評価する。
7. 評点テーブルを現行の階段形式から線形式化する。

◆改正経審の特徴・注目点

- ①技術と経営に優れた建設業者を評価する観点から、技術力のウエートが0.05引き上げられます。
- ②公共工事の元請負人としてのマネジメント能力を評価する観点から、元請完成工事高の金額をもって技術力を評価する制度を取り入れたことにより、同じ完成工事高であっても、元請受注能力の差によって、技術力で格差がつくこととなります。
- ③技術者の重複カウントが、1人あたり2業種までに制限されることとなるため、資格取得を奨励している建設業者においては、少なからず影響を受けることとなります。
- ④専門工事業者の基幹技能者については、施工現場での中核的な役割を果たしているところから、改正により加点されることとなります。

◆その他の評価項目(W)の改正の内容

社会性その他の評価項目であるW1は、建設業者の社会的責任を果たしている建設業者を評価する必要性から、労働福祉の状況や営業年数などの信頼性や地域への貢献などを評価します。

今回の改正においては、総合評点(P)に加算される係数は現行の0.15と同じですが、評点の上限が現行の987点から1800点程度にまで引き上げられ、各評価項目の配点も大幅に上昇するなど、社会的責任の果たし方によって差がつくような評価体制に改正されます。

社会性その他の評価項目(W)の改正案を現行経審と

比較してみると、以下のようになります。

現行経審		改正案	
W1:労働福祉の状況	30	W1:労働福祉の状況	45
雇用保険未加入	-15	雇用保険未加入	-30
健康保険・厚生年金の未加入	-15	健康保険・厚生年金の未加入	-30
賃金不払件数	-15	建退共加入	15
建退共加入	7.5	退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
退職一時金制度の導入	7.5	法定外労災制度への加入	15
企業年金制度の導入	7.5		
法定外労災制度への加入	7.5		
W2:工事の安全成績	30	W2:建設業の営業年数	60
W3:建設業の営業年数	30	W3:防災協定締結の有無	15
W4:公認会計等数	10	W4:法令順守状況	-30
W5:防災協定締結の有無	3	W5:建設業の経理の状況	30
		監査の受審状況	20
		公認会計士等数	10
		W6:研究開発の状況	25
合 計	103	合 計	175

◆改正経審の特徴・注目点

- ①総合評点(P)に対する、その他の評価項目(W)のウエートは現状の経審と同じ0.15ですが、評点の上限が現状の987点から1800点程度に引き上げられ、特に労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数などについて加点・減点の幅が拡大されます。したがって、各建設業者間で格差が拡大することが予測されます。
- ②工事の安全成績や賃金の不払状況など自己申告による評価項目が廃止され、新たに法令順守状況が評価項目として加えられました。虚偽申請による営業停止処分期間の倍増の処分とあわせ、建設業者に対する法令順守の姿勢がより一層問われることとなります。
- ③公認会計士の会計監査人の監査を受けている建設業者に対しては20点、税理士または公認会計士を会計参与として受け入れている場合には10点が加算されることとなりました。したがって、これらの制度により経理の透明性・信頼性・正確性などを確保している建設業者は加点がされるところとなります。

おわりに

以上、4回にわたり、経審改正案における改正の内容について解説をしてきました。今後は本年秋の中央建設業審議会の総会を経て施行される予定です。若干の修正はあるかもしれませんが、大筋では既に発表されている改正案が踏襲されるものと思われます。

建設業者にとっては、入札制度に多くの課題を抱えており、必ずしも技術と経営に優れた建設業者が受注できるという保証もなく、ともすると「経審は建設業経営にとって重要性が低いテーマ」になりつつあるとの声も聞かれます。しかし、建設業者が受注確保や利益創出・損失回避により、経営の維持・安定を目指す中で、一発で経営を好転させる魔法の手段などはありません。資金繰りの安定やリストラの推進、受注確保、民間工事確保、新規事業、財務改善など多くのテーマに取り組みで経営改善をおこなう必要性があります。そのうちのひとつのテーマが経審であり、受注のチャンスを広げるためには、自社の受注能力などに見合った目標評点の確保は是非とも達成されなければなりません。

経審の目標評点確保のためには、経営の実態の改善が不可避であり、両者は表裏一体の関係にあります。経営が良くなれば、経審の評点も上がる、といった両者の相互改善作用により、建設不況の中でも勝ち残る建設業者が作り上げられるものと信じています。(終)